

## 能役者と刀

### —寛文八年猿楽法度をめぐつて—

樹下文隆

本誌三九三号で、竹本幹夫氏は、能樂史研究における『柳営日次記』など幕府関係日記の importanceについて指摘された〔江戸時代能樂史料管見〕。筆者も竹本氏のご教示に導かれ、最近「四座御役者手鑑」の翻刻と解題〔国文学研究資料館紀要〕第18号)で『柳営日次記』を利用した。その折、松井・山田の触流役の初出記録について述べた中で、「寛文八年五月四日に能役者に対する帯刀禁止令が出来られるが、同七日に大夫を初め主だった役者については帯刀を認める覚えが出された」と記したが、これには誤りがあった。そこでは簡単に触れただけなので、訂正も兼ねて、この能役者の帶刀をめぐる興味深い資料を紹介しよう。

まず、従来能役者の帶刀禁止についての根拠となっていた『徳川実紀』寛文八年(一六六八)五月四日条を引用しておこう。

此日猿樂等。鼓吹手。狂言師まで刀帶る事を禁ぜらる。よて條制を下さる。旅行の時も鎗もたすべからず。をのく其技

観世大夫父子、宝生大夫父子、金剛大夫、今春大夫、(今春)八左衛門父子〔金春〕、〔大藏〕主馬父子〔金春〕、(高井)平

太鼓〔観世〕三郎兵衛〔観世〕(今春)又

右衛門〔喜多・部屋〕、(喜多)八之丞

をもはらとし。につかはしからぬ他技をなすべからず。衣服は絹。袖を着すべし。猿楽催さる時は。大夫の宅に集り試業すべし。すべて若党めし具すべからずとなり。役者總員三百七十人。此旨堅く守るべとなり。(日記、御側日記、年録)

これに基づき、能役者の帶刀は禁じられたというが『能樂盛衰記』以来の通説である。しかし、この条令は内閣文庫蔵『柳営日次記』寛文八年五月七日条や内閣文庫蔵『殿中日記』寛文八年四月末条では次のようになっている。(引用は『柳営日次記』を底本に適宜『殿中日記』を〔〕で補う。姓を( )で補い、〔 〕に所属座名を注した。座名は『明暦三年能役者付』や『武鑑』等を参照)

一、猿樂不斬刀帶之儀御免之者

笛(森田)庄兵衛〔観世〕、(篠井)忠次郎  
【金春】(春日)市右衛門〔観世〕(春日)大助〔観世〕、(中村)八郎右衛門【宝生】、(長命)吉右衛門〔金春〕、(竹中)庄二郎〔観世・部屋〕、(大藏)介右衛門

小鼓(幸)清五郎〔金春〕、(幸)清次郎  
【金春】、(長命)清左衛門〔金剛〕〔ナシ〕、(貞光)安兵衛〔金剛〕〔ナシ〕  
長右衛門〔金春〕、(大藏)十兵衛〔金春〕、(高井)兵三郎〔観世〕、(幸)五郎  
兵衛〔宝生〕

太鼓(大倉)源右衛門父子〔金春〕、(葛野)九郎兵衛父子〔三人〕〔観世〕、(今春)三郎右衛門〔金春〕、(高安)三右衛門

【金剛】、(高井)兵右(底本は左)衛門〔観世〕、(深尾)伊兵衛〔金春〕、(樋口)久左衛門〔観世〕、(清水)介九郎〔観世〕

連観世座三人、〔金剛座〕、今春座武人、宝生座武人、八之丞座武人、脇(春藤)六右衛門父子〔金春〕、(春藤)権七父子〔宝生〕、(進藤)権右衛門父子〔観世〕、(高安)太郎左衛門父子〔金剛〕、(福王)甚(底本は勘)之助〔観世〕

藤(春藤)六郎次郎父子〔観世〕、(春藤)権七父子〔宝生〕、(進藤)権右衛門父子〔観世〕、(高安)太郎左衛門父子〔金剛〕、(福王)甚(底本は勘)之助〔観世〕

(森) 孫右衛門【觀世・部屋】、(多田)

源介【觀世】

狂言 (鷺) 仁右衛門父子【觀世】、(大藏)

弥右衛門父子【金春】、(脇本) 佐左衛門

父子【喜多】〔ナシ〕、(鷺) 伝右衛門【觀

世】、(大藏) 長太夫【金春】〔(大藏)

清左衛門【金春】

役人 (松井) 喜左衛門、(山田) 藤右衛門

地頭 壱座ニ而武人、日吉久兵衛【觀世】

同八郎兵衛【觀世】、己野笠之助【宝生】

右之外両段刀指申間敷事

#### 御法度

一、道中ニ而道具為持間敷事

一、芸専可相嗜不似合外之芸勤間敷事

一、絹紬可着事

一、御能之時分ハ太夫ニ參言合可仕事

一、惣様供ニ若党召連間敷事

惣役者無足共ニ三百七十人右之通堅可相守  
旨被仰出候以上

五月四日

これが七日条に載つてるので、冒頭に述べた拙稿では通説に引かれて先に帯刀禁止令が存在したかのよう書いてしまったが、この法度は『徳川実紀』の言う条制と全く同じである。つまり、『徳川実紀』の言う帯刀禁止は、『柳營日次記』等によれば、一部の能役者には帶刀を許可するものであった。同年三月には町人の帯刀に関する条令も出ており、能役者と同様に『柳營日次記』に帯刀御免の町人名が提示されている。この頃は幕府の法制が膝下の江戸市人の生活にまで及ぶ時期で、帯刀禁止の明文化もその表れであろう。なお、寛文八年猿樂法度は、内閣文庫蔵『教令類纂』や同『憲教類典』等にも載るが、いずれも法度のみで帯刀にはふれていない。

しかし、これをもって上記の役者とその子孫が江戸期を通して帯刀御免だったとは言えない。天和三年(一六八〇)二月には、「町人舞々猿樂者、縱雖為御扶持人、向後刀不可差之事」(内閣文庫蔵『柳營日録』等、なお『徳川禁令考五』では二年)なる令が出る。これは寛文八年の条令とは違い、御扶持町人の帯刀も認めない徹底した禁止令だった。『徳川実紀』天和三年十二月条にも、諸大名の家の侍でも猿樂を職とする者や後藤・本阿弥など有力御扶持町人も帯刀禁止の旨が載る(『教令類纂』は二月二六日)。五座の能役者もこの時すべて帯刀を禁じられたものと思われる。能役者の帯刀禁止は、時期が遅れただけで、結局は通説通りのようだが、プロセスが一律でなかったことが重要であり、何よりそこに示される能役者の名前が近世能楽史研究の上で意味がある。